



紫陽花

松浦会計事務所月報

編集発行人
税理士
行政書士

松浦 寛

事務所 TEL: 052-0806
神戸市兵庫区西柳原町2番2号
TEL: 078(685)1111
FAX: 078(685)1110

6月

(水無月) JUNE

日	1	15	29
月	2	16	30
火	3	17	-
水	4	18	-
木	5	19	-
金	6	20	-
土	7	21	-
日	8	22	-
月	9	23	-
火	10	24	-
水	11	25	-
木	12	26	-
金	13	27	-
土	14	28	-

6月の税務と労務

- | | | |
|---|-------|--|
| 国 税／5月分源泉所得税の納付 | 6月10日 | 地方税／個人の道府県民税・都民税及び市町村民税・特別区民税の納付(第1期分) |
| 国 税／所得税の予定納税額の通知 | 6月15日 | 市区町村の条例で定める日 |
| 国 税／4月決算法人の確定申告
(法人税・消費税等) | 6月30日 | 労 務／健康保険・厚生年金保険被保険者賞与支払届 |
| 国 税／10月決算法人の中間申告 | 6月30日 | 支払後5日以内 |
| 国 税／7月、10月、1月決算法人の消費税等の中間申告
(年3回の場合) | 6月30日 | 労 務／児童手当現況届(市区町村役場から通知が届いた場合) |

ワンポイント スマート変更登記

令和8年4月1日以降は、不動産所有者の氏名・住所の変更日から2年以内の変更登記が義務化されるとともに、所有者に代わり法務局が職権で変更登記を行う「スマート変更登記」が開始します。これに先立ち、個人がスマート変更登記を利用するための事前手続きが、今年4月21日から始まっています。

面で 税務備え ものも しもたっ にあつて 引がんこ

会社経営では、売掛金が入金されない、取引先が急に倒産した、というトラブルが生じることがあります。トラブルが生じた時や、トラブルに備えるための経理処理についてまとめます。

T 取引先の倒産とは

倒産の法律上の定義はありませんが、一般的に会社が買掛金や借入金といった債務を返済することができず、事業が継続できなくなつた状態のことを倒産といいます。倒産には「法的な倒産」と「事実上の倒産」があり、法的な倒産は「破産手続」「民事再生手続」、「会社更生手続」

など法的手続により倒産状態と認められた状態を指します。破産手続：裁判所が破産管財人を選任して、その破産管財人が債務者の財産を金銭に換えて債権者に配当する手続

民事再生手続：経済的に苦しい状況にある法人等が、自ら立てた再建計画案について、債権者の多数が同意し、裁判所もその計画案を認めることにより、債務者の事業再建を図ることを目的とした手続

会社更生手続：経営破綻している債務者を再建させる手続という点で民事再生手続と共通しているが、株式会社だけが利用できる点が異なる

他方、事実上の倒産は、経営破綻しているにも関わらず法的な倒産手続を行っていない状態や、不渡手形によつて銀行取引が停止した状態などをいいます。

T 貸倒引当金

取引先の倒産などによって売掛金や貸付金といった債権を回収することが不可能になることに備えて、あらかじめ損失額を

など法的手続により倒産状態と認められた状態を指します。破産手続：裁判所が破産管財人を選任して、その破産管財人が債務者の財産を金銭に換えて債権者に配当する手続

民事再生手続：経済的に苦しい状況にある法人等が、自ら立てた再建計画案について、債権者の多数が同意し、裁判所もその計画案を認めることにより、債務者の事業再建を図ることを目的とした手続

会社更生手続：経営破綻している債務者を再建させる手続という点で民事再生手続と共通しているが、株式会社だけが利用できる点が異なる

他方、事実上の倒産は、経営破綻しているにも関わらず法的な倒産手続を行っていない状態や、不渡手形によつて銀行取引が停止した状態などをいいます。

(1) 個別評価金銭債権

取引先の倒産などによって売掛金や貸付金といった債権を回収することが不可能になることに備えて、あらかじめ損失額を

うち資本金の額または出資金の額が1億円以下の法人などに限られます。ただし、資本金の額などが5億円以上の大法人と会社更生手続：経営破綻している債務者を再建させる手続という点で民事再生手続と共通しているが、株式会社だけが利用できる点が異なる

他方、事実上の倒産は、経営破綻しているにも関わらず法的な倒産手続を行っていない状態や、不渡手形によつて銀行取引が停止した状態などをいいます。

貸倒引当金とは、法人が損金経理により貸倒引当金に繰り入れた金額のうち、繰入限度額に達するまでの金額について、損金算入が認められます。なお、完全支配関係がある他の法人に対する売掛債権等については、貸倒引当金の設定はできません。

(2) 一括評価金銭債権

個別評価金銭債権以外の金銭債権を一括評価金銭債権といいます。一括評価金銭債権に対する貸倒引当金の繰入限度額は、

まず、貸倒引当金の損金算入が認められる法人は、普通法人のうち資本金の額または出資金の額が1億円以下の法人などに限られます。ただし、資本金の額などが5億円以上の大法人と

の間に完全支配関係がある法人など、貸倒引当金の損金算入が認められない法人もあります。

適用にあたっては、金銭債権を「個別評価金銭債権」と「一括評価金銭債権」に区分して、そ

れぞれ繰入限度額を計算します。そして、法人が損金経理により貸倒引当金に繰り入れた金額のうち、繰入限度額に達するまでの金額について、損金算入が認められます。なお、完全支

配関係がある他の法人に対する売掛債権等については、貸倒引当金の設定はできません。

(2) 一括評価金銭債権

個別評価金銭債権以外の金銭債権を一括評価金銭債権といいます。一括評価金銭債権に対する貸倒引当金の繰入限度額は、

まず、貸倒引当金の損金算入が認められる法人は、普通法人のうち資本金の額または出資金の額が1億円以下の法人などに限られます。ただし、資本金の額などが5億円以上の大法人と

の間に完全支配関係がある法人など、貸倒引当金の損金算入が認められない法人もあります。

適用にあたっては、金銭債権を「個別評価金銭債権」と「一括評価金銭債権」に区分して、そ

れぞれ繰入限度額を計算します。そして、法人が損金経理により貸倒引当金に繰り入れた金額のうち、繰入限度額に達するまでの金額について、損金算入が認められます。なお、完全支

配関係がある他の法人に対する売掛債権等については、貸倒引当金の設定はできません。

貸倒実績率に基づく計算方法があります。なお、法定織入率に基づく計算方法は、中小法人などに限られます。

貸倒実績率に基づく計算方法は、法人がその事業年度終了の時に有する一括評価金銭債権の帳簿価額に貸倒実績率を乗じて計算します。【算式1参照】

法定織入率に基づく計算方法は、法人がその事業年度終了の時に有する一括評価金銭債権の帳簿価額から実質的に債権とみられない金額を控除した金額に法定織入率を乗じて計算をします。【算式2参照】実質的に債権とみられない金額は、簡便計算で行うことも認められています。

などの一定の事由が生じている場合における、その金銭債権をいます。繰入限度額は、債務者に生じた事由によって異なり、回収不能見込額の50%～100%になります。

T 貸倒損失

法人の有する金銭債権について、更生計画認可の決定など法的手続によって切り捨てられることとなつた部分の金額については、その事が発生した日の属する事業年度において貸倒れとして損金の額に算入されます。

法人の有する金銭債権について、その債務者の資産状況や支払能力などからみてその全額が回収できないことが明らかになつた場合には、その明らかになつた事業年度において貸倒れとして損金経理をすることができます。ただしその金銭債権について担保物があるときは、その担保物を処分した後でなければ貸倒れとして損金経理をすることができません。

また、債務者との取引を停止した時以後1年以上経過したなど、債務者について一定の事実が発生した場合には、その債務を貸倒れとして損金経理をする残額を認められます。

【算式1】貸倒実績率による繰入限度額の計算

$$\text{繰入限度額} = \frac{\left[\text{その事業年度開始の日前3年以内に開始した各事業年度の売掛債権等の貸倒損失の額} + \frac{\left[\text{その各事業年度の個別評価分の貸倒引当金額} - \text{個別評価分の貸倒引当金額の損益} \right] \times 12}{\text{左の各事業年度の月数の合計数}} \right] \times \text{貸倒実績率}}{\text{その事業年度開始の日前3年以内に開始した各事業年度終了の時における一括評価金銭債権の帳簿価額の合計額}} \div \text{左の各事業年度の数}$$

(小数点以下4位未満切り上げ)



【算式2】法定繰入率による繰入限度額の計算

繰入限度額	$= \left(\frac{\text{期末の一括評価金銭債権の帳簿価額} - \text{実質的に債権とみられない金額}}{\text{法定繰入率}} \right) \times \text{法定繰入率}$
(1) 同一人に対する売掛金又は受取手形と買掛金又は支払手形がある場合のその売掛金又は受取手形の金額のうち買掛金又は支払手形の金額に相当する金額	卸売業及び小売業 (飲食店業・料理店業を含む) $\frac{10}{1,000}$
(2) 同一人に対する売掛金又は受取手形と買掛金がある場合において、その買掛金の支払のために他から取得した受取手形を裏書譲渡したときのその売掛金又は受取手形の金額のうち、その裏書譲渡した手形(支払期日到来していないものに限る)の金額に相当する金額	製造業 $\frac{8}{1,000}$
(3) 同一人に対する売掛金とその者から受け入れた営業に係る保証金がある場合のその売掛金の額のうち保証金の額に相当する金額	金融業及び 保険業 $\frac{3}{1,000}$
(4) 同一人に対する売掛金とその者から受け入れた借入金がある場合のその売掛金の額のうち借入金の額に相当する金額	割賦販売小売業 並びに包括信用 購入あっせん業 及び個別信用購入あっせん業 $\frac{7}{1,000}$
(5) 同一人に対する完成工事の未収金とその者から受け入れた未成工事に対する受入金がある場合のその未収金の額のうち受入金の額に相当する金額	
(6) 同一人に対する貸付金と買掛金がある場合のその貸付金の額のうち買掛金の額に相当する金額	
(7) 使用人に対する貸付金とその使用人から受け入れた預り金がある場合のその貸付金の額のうち預り金の額に相当する金額	その他 $\frac{6}{1,000}$
(8) 専ら融資を受ける手段として他から受取手形を取得し、その見合いとして借入金を計上した場合又は支払手形を振り出した場合のその受取手形の金額のうち借入金又は支払手形の金額に相当する金額	
(9) 同一人に対する未収地代家賃とその者から受け入れた敷金がある場合のその未収地代家賃の額のうち敷金の額に相当する金額	

毎月一定量購入する物品の経理処理

ボールペンなどのような事務用品や作業用の手袋といった作業用消耗品について、毎月ほぼ一定量を消費するため、在庫が少なくなった時点で購入する会社もあるかと思われます。このような場合、物品の購入費用を購入時の損金として処理をしても良いのでしょうか。

消耗品などについても、商品や製品といった棚卸資産と同様に、消費した日の属する事業年度の損金の額に算入することが原則なので、期末時点で未使用である分については、資産計上すべきものになります。しかし、法人が事務用消耗品、作業用消耗品、包装材料、広告宣伝用印刷物、見本品などの棚卸資産について、各事業年度におおむね一定数量を取得し、かつ、経常的に消費するものに限り、継続適用を要件として、その物品の取得に要した費用の額を、

その取得をした日の属する事業年度の損金の額に算入することが認められます。

他方、会社によっては、毎月大量に収入印紙を購入し、使用する場合もあると思いますが、このような場合は、同様の処理は認められません。取得に要した費用の額を取得日の属する事業年度の損金の額に算入することが認められるのは、事務用消耗品や作業用消耗品などの棚卸資産に限られています。収入印紙は印紙税の納付や国が行う事務手数料の支払いなどの際に用いられる一種の証票であり、棚卸資産には該当しません。そのため、期末に未使用の収入印紙については、資産計上する必要があります。郵便切手や商品券なども、同様の取り扱いになります。

なお、広告宣伝用印刷物であっても、有償で取引先に配布するカタログやノベルティ、サンプルなどについては、通常の商品と同様に期末に未配布・未使用のものがあれば棚卸資産として資産計上する必要があります。

6月の税務 ピックアップ

個人住民税の納付

公共施設や上下水道などの行政サービスの活動費に充てる目的で、その地域に住む個人に課す地方税が個人住民税です。個人住民税には都道府県民税と市区町村民税があり、各市区町村に一括して納税を行います。また、令和6年度からは森林環境税も合わせて課税されています。

個人住民税の納付方法には普通徴収と特別徴収があります。普通徴収は、市区町村から送付される納税通知書に従って、納税義務者が市区町村に納める方法です。特別徴収は、給与の支払いをする会社などに納税通知書（特別徴収税額通知）が送られ、納税通知書を受け取った者が納税義務者から税金を徴収して納税をする方法です。

個人住民税は、前年分の所得を基に算定されて、おおむね5月ごろに納税通知書が送付されます。そして6月から納税することになります。

未払事業税と未払消費税

法人が納付する租税公課などは、損金算入されるものとされないものがあり、損金算入されない租税公課については、損金算入の時期が決められています。申告納税方式による租税については、納税申告書を提出した事業年度に損金算入することができます。従つて事業税は、未払計上した事業年度ではなく申告書を提出した事業年度に損金算入することができます。損金算入

金算入されることになります。

消費税について税込経理方式を選択適用した場合、納付すべき消費税等の額は租税公課として損金算入することができます。消費税等の損金算入時期も原則として申告書が提出された事業年度になります。ただし消費税等については、申告期限未到来の納税申告書に記載すべき消費税等の額を損金経理により未払金計上した場合には、損金算入することができます。